

一般社団法人全日本かるた協会事務局規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の事務局に関する規程を定めるものである。

(設置等)

第2条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、専務理事がこれに当たる。
- 4 事務局職員の任免は、会長が行う。

(備え付け書類及び帳簿)

第3条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款及び諸規程等
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可書等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める会議の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他、必要な帳簿及び書類

(規程の改廃)

第4条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本協会の事務局に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。